

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、美濃加茂市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和6年12月24日

岐阜県知事 古田 肇

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
美濃加茂市	令和 7年 2月4日 (火)	午前10時から 午後3時まで	J Aめぐみの 蜂屋支店 (蜂屋町上蜂屋6-1)	蜂 屋 伊 深 三 和 加茂野
	2月5日 (水)	午前10時から 午後3時まで	J Aめぐみの みのかも東支店 (本郷町6-86-1)	山之上
	2月6日 (木)	午前10時から 午後3時まで	J Aめぐみの みのかも東支店 (本郷町6-86-1)	下米田 上古井
	2月7日 (金)	午前10時から 午後3時まで	美濃加茂市中央体育館 プラザちゅうたい (太田町1916-1)	下古井 太 田